

平成28年度第1回東久留米市社会福祉審議会

1 日 時

平成28年6月29日（水）午後6時54分～午後8時39分

2 場 所

市役所7階 701会議室

3 出 席 者

〔審議会委員〕

川村会長、磯部副会長、加藤委員、大久保委員、鈴木（久）委員、鈴木（し）委員、有賀委員、石浦委員、殿田委員

〔事務局〕

内野福祉保健部長、島崎福祉総務課長

事務局： 定刻前でございますが、皆様おそろいでございますので、会議を開催させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。私、会議冒頭の進行役を務めます、福祉総務課長の島崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、平成28年度の第1回の東久留米市社会福祉審議会となります。会議冒頭、審議会委員についてご報告がございます。お手元の社会福祉審議会委員名簿をご覧ください。2号委員の向山晴子委員が多摩小平保健所の人事異動に伴い転出され、後任委員に所長の久保仁恵様を推薦いただき、4月1日付で社会福祉審議会委員に委嘱させていただきました。委嘱書の交付のほうを先にさせていただきたいと思っております。

それでは、保健福祉部長より委嘱書の交付をいたします。

【委嘱書 交付】

事務局： ありがとうございます。続きまして、各委員の皆様からも自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員自己紹介】

事務局： ありがとうございます。あわせて事務局の紹介もさせていただきます。

【事務局自己紹介】

事務局： ありがとうございます。

続きまして、本日の会議録につきましては、本任期の第1回で決定している全文筆記として、会長発言は「会長」と表記し、他の委員発言については一括して「委員」として表記することでご了承のほどお願いいたします。

それでは、これよりの進行は会長にお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願します。

会長： 皆さん、改めましてこんばんは。座らせていただきたいと思います。

本日は平成28年度第1回社会福祉審議会ということで開催させていただきます。今、自己紹介等していただきましたけれども、1人の委員がお変わりになったということですが、どうぞよろしくお願します。

それでは、本審議会の開催につきまして、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定によりまして、審議会委員の半数が出席していなければならないとなっておりますけれども、今の自己紹介でも明らかなように9名がご参加いただいておりますので、定足数の半数を超えておること、会議は成立しますので、ご承知おきをください。

それから、会議の傍聴に関してですが、この任期の第1回の審議会を確認していただいておりますので、もし本日傍聴のご希望がありましたら許可したいと思います。ご了承のほどお願いいたします。

それでは、本日の関係資料のご確認を事務局よりお願いしたいと思います。

事務局： 事前にお送りしました資料は、本日の会議次第、平成27年度東久留米市地域福祉コーディネーター配置事業報告、平成28年度地域福祉コーディネーター配置事業の取り組み、A3判の東久留米市全図、そして、生活困窮者自立支援法の実施に伴う相談でございます。当日資料といたしまして、一部の皆様には、個人番号の利用目的について配付しております。あと、当日資料としまして、自立相談支援事業のご案内ということで、カラー刷りのものが1枚配付しているかと思っております。最後に、会長より、黄色い冊子、「80歳代高齢者の生きがいの持続的促進とその社会的対応」の調査報告書が配付されているかと思っております。

皆様、お手元におそろいでしょうか。個人番号の利用目的については、その他のところでご説明させていただきます。

会長： 資料のご確認ということですのでけれども、よろしゅうございますか。

なお、最後の黄色い表紙の私の個人的な研究所の成果であります。後でご覧いただきたいと思います。この審議会とは直接関係ありませんので。

ちょっとお話しさせていただきますと、みずほ銀行グループから、3年間で研究所の提携をいただいて、全国の80歳代の高齢者を対象にしたアンケート調査と、個人的に社会的な活動をされている方9人の個別のインタビューですね。それを踏まえての、80歳代の元気な方々に対して、我々は人生の大先輩として後に続かなくてはいけないのかなというような内容です。なお、10月16日（日）に、東久留米ではなくて隣の西東京の徳洲会の病院の4階の講堂で、100人規模で、この報告会と、これを受けて西東京で地域包括ケアシステムの強化ということで、具体的に私の研究所で、実践しようということなのです。

その流れの中で、ご当地、東久留米においても、特別養護老人ホームがオープンしたと聞いておりますけれども、そことも連携したいと思います。また、今日の審議会の結果を受けて地域福祉を進めていければということで、ご参考のために配付させていただきました。これは後でご講読いただければと思います。

それでは、会議の次第をご覧いただきたいと思います。2の地域福祉コーディネーター配置事業についてということで、（1）平成27年度事業報告、（2）今後の事業展開、これは関連しますので一括して事務局のほうでご説明いただければと思います。

事務局： それでは、地域福祉コーディネーター配置事業（1）平成27年度事業報告について、資料に沿ってご説明させていただきます。

東久留米市地域福祉計画第3次改定に基づき、新たなつながりづくりを通じた支え合いの地域づくりを進めるための仕組みづくり等を行う。地域の人々や福祉関係機関等との間でのネットワークづくりなど、地域をつないでいくことや、既存の福祉制度だけでは対応できず制度の谷間・狭間にあるようなケースの事態の深刻化を防ぐことを目指すということで、平成27年7月から地域福祉コーディネーター配置事業を行ってまいりました。

導入初年度については、地域資源の発見、活動支援環境の整備、人材の選

出から研修等を重点的に行いました。

(1) 東久留米市福祉総務課との打ち合わせについてですが、契約前の打ち合わせに引き続きまして、9月に2回の打ち合わせとレクチャー、また、地域資源の掘り起こしのため、2回にわたり市内巡回、その他、生活困窮者自立支援制度の説明や、訪問看護ステーションの相談員からの情報収集する場を設けるなどして、委託先である社会福祉協議会と一緒に事業を進めてまいりました。

(2) に移ります。関係する会議等へも参加し、ケアマネ事例検討会や地域ケア会議、地域包括支援センター職員との会合等、健康福祉部の介護福祉課関連の会議への出席に加え、市民部生活文化課関連のまちづくりサポートセンターとの会合、さらにUR都市機構との会合も行いました。

(3) に移りまして、地域福祉コーディネーターの養成についてです。導入初年度の重要課題として捉えていた人材の輩出・研修等にかかわる部分でございます。地域福祉コーディネーターに関する基礎的な講習から、次ページです、ソーシャルワーク実践、また、日常業務の手法・技法などについての研修を受講していただきました。また、フォローアップ研修として、インシデント（ヒヤリ・ハット）事例を中心とした地域福祉実践の読み取り方や、福祉制度の狭間に関する研修、さらに地域福祉に関するフォーラムやイベントなどにも参加していただきました。

(4) 西部地区民生・児童委員、主任児童委員との連絡会についてでございますが、地域の見守り役として住民から多くの相談を受けている民生・児童委員の連絡会に出席し、地域が抱える問題や課題についての情報を得ることができました。さまざま問題・課題がある中で、空き家等の現地確認なども行っていただいたところでございます。

次に、北多摩北部ブロック社協関係の会合にも出席いただきました。こちらで主なところでございますが、3月18日、ほっとネットステーション見学としまして、西東京市の地域福祉コーディネーター拠点のほうにも足を運んでいただきまして、見聞を深めてまいったところでございます。こちらの事業に関する費用でございますが、先ほど事務局長から説明があったとおり、平成27年7月より社会福祉協議会を委託先として、680万円の契約額で

事業を行っております。地域福祉コーディネーターの活動拠点についてでございますが、平成27年度のさまざまな活動を踏まえ、まず初めに社会福祉協議会の事務局がある市西部地域のほうで選定をすることにいたしました。次に、西部地域の中で高齢化率が2番目に高い弥生をモデル地区として選定いたしました。こちらにつきましては、A3判で東久留米市の地図をお配りしておりますが、黄色い蛍光マーカーで記されている部分が弥生となります。こちらを活動拠点として地域福祉コーディネーターに活動していただいております。

続きまして、今後の展開についてご説明させていただきます。平成28年度地域福祉コーディネーター配置事業の取り組みをご覧になってください。新たなつながりを通じた支え合いの地域づくりを進めるために、地域福祉コーディネーターの配置を市内3地域の中から西部地域に定め、情報収集並びに地域の関係団体へのヒアリング等を実施しました。その結果、弥生地区をモデル地区として推進していくこととしまして、4月までの取り組みが書かれておりますが、ここで一番注目すべきは(4)今後の取り組みについてでございます。その2番目に、住民懇談会等の準備・実施という形で掲げてございます。こちら2年目にモデル事業として市及び社会福祉協議会のほうで考えているところでございますが、今年度中にモデル事業の準備と実施をやってまいりたいと考えてございます。なお、平成28年度の地域福祉コーディネーターの配置事業についてですが、27年度と同様、社会福祉協議会と委託契約を結びまして、契約額のほうですが約620万円、平成27年度と比較して約60万円ほど安くなってございますが、事務機器等に関する初期投資費が低くおさまったことから、620万円での契約となりました。

以上、事務局からの説明でございます。ありがとうございます。

会長： はい、ありがとうございました。皆さんのお手元、新しい委員さんはご存じないかもしれませんが、去年3月ですね、東久留米市地域福祉計画第3次改定、新たなつながりづくり、この54ページをご覧いただきますと、この第3次改定で取り組むべき目玉の1つとして、今お話ありました地域福祉コーディネーターを、前期の3カ年、つまり、平成27年から29年度のこの3年間の中で、地域福祉コーディネーターということでモデル事業を施行

して成果・課題を共有ということで、この計画に従って、まずは弥生でモデル事業実施のご案内ということでご理解ください。

その計画書もご覧いただきながら、今、事務局でご説明いただきましたように、委員の方でも関わりもあったのではないかと、あるいはこれから関わりを持たれようとしている方も見えるかと思えます。ですから、そういう意味で、この地域福祉コーディネーターのモデル事業実施について、ご意見、ご質問、あるいはご提案ですね、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

では、その前に、せっかくですから、社協の地域福祉コーディネーターの方がお見えですので、現状を二言、三言、ちょっとご紹介いただけますか。

事務局： 現在の状況ですが、今年度入りまして、弥生地区でモデル事業を行っていくということが決まりまして、それに向かひまして、まずは情報収集というところで、弥生にありますけやき園さんからお話をお伺ひして、施設長さん、ボランティアコーディネーターさんからお話をお伺ひしたり、あとは、1人しかいらっしやらないんですが、担当の民生委員さんからも話をお伺ひしております。

今後の目標というか、目指しているところなんですが、弥生のほうに自治会が5つ大小ありまして、まずは、地域づくりを行っていく中では自治会の協力は不可欠というところで、自治会との接触をまず図っております。今、順番に日程調整を行ひまして、5つのうちの3つの自治会からお話をお伺ひすることができております。残り2つの自治会については、今連絡調整を行っているんですが、なかなか連絡がつかなくなったりというところがありまして、引き続き連絡調整を行っている段階です。

今後ですが、目的としましては、住民懇談会を秋頃に行いたいということで目標に掲げております。それに至るには、まず、できましたら全ての自治会長さんからお話を直接お伺ひしたいなと思ひているんですが、その話をお伺ひしまして、その5つの自治会長さんと役員さんからお話をお伺ひした後ですが、横のつながりがないというところもありまして、自治会長さん、役員さんだけで集まれる方、これも極力全部の自治会長さんに出ただけたらなと思ひますが、まずは自治会長さんだけで集まっただけで、1度ちょっと顔合わせも含めて話し合いの場を持たらなと思ひております。

その際に考えているのが、自治会長さんに地域で若い方とかで声をかけていただけるような方に、声をかけていただけないかということで提案したいなと考えております。

それで、住民懇談会を行うんですが、その前にアンケート調査ということで、弥生の自治会に入っている方ですが、大体310世帯あるんですが、弥生全体に対して、地域でどういう課題があるかに関してアンケート調査をつくりまして、皆さんにお配りして回答をいただくということを挟んでから、住民懇談会を行いたいと思っております。地域の方にも自治会に入っていない方がいらっしゃるんですが、アンケート調査を行うことで、弥生で今そういった地域づくりの取り組みをしているんだなということで、それを意識していただけたらなと思っております。

地域懇談会ですが、今はどういった方向になるか、はっきりとしたところは私自身も予測はつかないところにあるんですが、今、3つの会長さんからお話をお伺いしているのは、やはり防災に関する心配だという声とか、あとは、1つは、イベントを行いたいということで、今はそういったイベントが全くないので、地域で顔が見える関係をつくるためにも、何か年に1つイベントできないかというところで、そういったご意見もありましたので、そういったところを、こちらから提案するような形になるかどうかはちょっとよくわからないんですが、皆さんで取り組みたいなと思うことを、何か抽出して、取り組みに向けていけたらなと思っております。地域懇談会で出てきた課題に関しまして、こちらに関して、そのまますぐに何か取り組みというふうにつながっていくかどうかかわからないんですが、その辺また皆さん住民懇談会で集まった後に、もう一度自治会長さん、もしくは、その若い方で声をかけて、やってみようという方があらわれれば、その方も含めて1度集まって、今後どういったことをやっていこうかということで話し合いの場を持っていけたらなと考えております。

住民懇談会は秋頃に行いまして、年度内に何か取り組みを行うということで、そちらの取り組みにつながりましたら、その取り組みの見守りということで今年度やっていきたいと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたのは、東久留米社協の弥生の地域福祉コーディネーターですね、モデル事業でスタートということで、これに関連して、社協のほうから何か補足なり、もしお話あればお願いしたいんですが、いかがですか、事務局いかがですか。

事 務 局： まずは地域住民のニーズ把握をしなければ、実際に地域の方が中心になって活動していただくことになりますので、実際の地域で起こっていること、困りごとも含めて、いいことも含めてなんですが、地域課題、そういったものを探っていこうというところで、まず住民懇談会、その前段階で、懇談会の材料としてアンケート調査、そういったものをしながら、そして、皆さんに返していくということをしてながら、この事業自体も一緒にあわせてPRしていこうというようなことで今考えているところでございます。

会 長： ありがとうございます。他によろしいですか。

事 務 局： 今、お話がありましたように、現在進行形でございまして、特に5つの自治会がある中で3つの自治会とのお話をさせていただいたところでありませけれども、そもそも各自治会さんでもそれぞれ課題が違うといったところもございまして。そういう課題が違う中で、今後、一堂に会して、そういった各地区ごとの課題の整理とか、我々はつなぎ役という形でございまして、それで、先ほども話がありましたイベント等のことなども含めまして、何か1つできるものをつくり上げていきたいと考えているところであります。

会 長： はい、ありがとうございます。そういう現地の実情、取り組み、あるいは今後の見通しということで、まずはスタートしたということですね。

これを受けまして、皆様方からいろいろなご意見、ご提案等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。民協の代表の方も見えておりますし、生活支援コーディネーターと介護保険の絡みのお話もあったようですけれども。

委 員： ちょっと後ろ向きな話になってしまいますけれども、かつて弥生クラブって老人クラブがあり、それが解散するということで、連合会として一応、自治会長さんに話したり、いろいろ手を打ったんです。自治会長さんもなかなか乗ってくれなくて。結局、その弥生クラブは閉鎖して、私のほうに吸収したんです。吸収した当時は20人ぐらいですけど、今残っているのは五、六

人。地域的に非常にそういうコミュニティに対して難しい地域かなという感じはしますね。私ども自治会長さんと接触したときも、毎年変わりますから、長期的ではないんですね。だから、もう来年になると私じゃないからというふうな形で、なかなか本腰入れて乗ってくれなかった。そんな難しい地域かなという感じはいたします。

会 長： ありがとうございます。地元の実情ということで、一筋縄ではいかないのかなということもあろうかと思いますが、そこを何とか、モデル事業として、また、さらに他の市内の地区にも広げていきたいということでもありますけど。ご意見いかがですか。

委 員： 私、東久留米に住んでおりませんので、ちょっと地域の特性がまだ把握できていない状況なんです。モデル地域である弥生地区というのは、ほかの地区との大きな違い、昨年までの活動を通じて、この辺が特徴的なものかなというのがあれば、ご説明いただければありがたいです。

会 長： そこは大変重要で、滝山地区というのは西部地区で高齢化率が2番目に高いというお話ありましたけれど、地域の状況をわかる範囲で教えていただけますか。

事 務 局： それでは、東久留米市全図をご覧ください。東久留米市の一番先端にある地域でございます。その地図の下に西武新宿線が見えるかと思います。弥生地区のお住まいの方々は、東久留米駅を利用するよりは、西武新宿線の花小金井駅を利用する方が多いので、東久留米市の生活圏域よりは、小平市の生活圏域に寄るところでございます。また、弥生地区は農家の方も多く、相続が発生すると、畑が宅地化され新興住宅地が多くなっている。その部分では、長くお住まいの方と、新しくお住まいの方が混在しているところがございます。

また、社会的資源といたしまして、先ほどもお話ありました、特別養護老人ホームがございます。

会 長： 市の方、何か補足、あるいは社協の方、何か、地域の特性、町の移り変わり、住民のコミュニティ。

事 務 局： あともう一点ですが、1つ大きなマンションが街道沿いにはあるんですけども、そういった集合住宅もあることと、あとは戸建てになる、住居の形

態が特徴的になっているのが、この弥生の中にコンパクトに集中している、そういったところからも、モデル地区としてはどうかというところで、その特徴があるのかなと思っております。

会 長： この地図を見させていただくと、新青梅街道と西武新宿線との中間のところの住宅街、古い家もあれば集合住宅もある。老人クラブの活動については、いまいちであるということですね。大分、弥生地区の地域の、また、地域福祉コーディネーターの活動のご苦労もあるかと思えます。

委 員： 弥生地区は、私、3、4年前に接触ありました。今、氷川台自治会の活動はいろいろなところで私話しに行ったり、弥生地区、若いお母さんたち、若い方が3人で見えていたんですね、その後に私のところに見えて、実は会長さん、私たちは東久留米の一番端っこだと、しかも、青梅街道の向こうだと。ウナギの寝床みたいだと。そこは非常に閉鎖的で、旧住人と新住人が融合しない、うまくいかない。私らは一生懸命子育てしたいけど受け入れてもらえない。それと、行ったことないはないんですけど、そのときの話で、プレハブがあるらしいんですね、公民館か集会所か、ありますか？

事 務 局： 集会所があります。

委 員： プレハブはあるんです。氷川台さんは拠点があって、私のところもあるんです、大ききだって随分大きいみたいね。あるようです。で、そこあったらすごいじゃん、それ利用したらっていう話もしたんですが、そのときは、その若い方3人ぐらい、自分たちも引っ越してきてそこまでの力がないですから、私らも頑張りますということで別れたので、それ以降、接触はないです。

あと、ここを選定されたわけですね、弥生地区を。高齢化率は西部で2番目、なおかつ旧住民と新住民、それが相いれない非常に難しい地域。そういうところを初めてのモデル地区に選定されたというのは非常に勇気あることです。そういうこともわかってされたのか、それとも、私にすれば、もう少しやさしいところを選定して、もっと早く事業がこの場で計画化できるような形にすると波及効果が大きいんじゃないか。

これから大変ですよと、足を引っ張るわけじゃありませんけど、やはりやる中で、私ども氷川台自治会も同じような、高齢化率が高くて、閉鎖的で、東部包括支援センターの方が75歳以上の方を訪問したら、玄関先で追い払

われて中にも入れてくれない、そういう閉鎖的な地域を、今の氷川台というのはある程度変わってきた。それには、それなりのものすごい苦勞をしているわけです。そういうことを考えていくと、この計画を市として実践して、いいものを取り入れて、波及していこうというのであれば、私はこれからは下がるわけにいかないでしょうけど、もう少し取り組みやすいところを取りかかって、結果が出やすいような形で広げていくのが一番いいんじゃないか。

私一番懸念するのは、今5つの自治会があって、約1年になるのに、3自治会しか面会できていないというのは異常ですよ。本来であれば役員会は1月に1回、1年で役員が交代しても開かれているわけですから。そこに行けばいいわけです。押しかけていかなきゃだめですよ。向こうを待っていたら絶対進まないです。受け入れてくれない。こちらから押しかけていくところまで覚悟を決めて取りかかっていかないと、なかなか先には進めないというふうに、私の経験から言いますが、思います。

高齢化率は2番目ということで、自治会の加入率は幾らぐらいなんですか。そこまでわかっていないですか。

事務局： 今、持ちあわせておりません。

委員： まず根本的なところを頭の中に入れて動いていただかないと、せっかくここで何年もかけて計画をつくったのが台なしだと思うんですね。入り口だと思います、今私が言っていることは。まずやろうとすることの入り口。

会長： ありがとうございます。さすが氷川台地区の自治会で6年以上関わって、地域を引っ張っている委員ならではのお言葉で、決して辛口ではなくて、大前提としてお話しいただいたと思うんです。弥生地区をモデル地区に設定という、委員のご質問もあったんですけど、これはどういう経緯で市のほうがお考えになったんでしょうか。そのいきさつはあったかと思うんですけど。どこをまずやろうと、そのいきさつはいかがですか。

事務局： まず、先ほど言ったとおり、さまざまな地域を見た中で、社会福祉協議会は滝山に事務所がございますので、西部地域のほうに拠点を置こうという話になりました。その中で、高齢化率が高いというところで弥生にしたところまでは聞いておるのですが、昨年度決まったもので、詳細な部分については、すみません、私ちょっと居合わせておりませんでしたので。

会 長： 市の方も去年か今年の4月に変わられて、その経緯をご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが。事務局、何かご存じですか。

事 務 局： 弥生地区には地域資源である特養や自治会の拠点となる集会所があることも含めて、地域福祉コーディネーターがいろいろ歩いていただいた結果、弥生地区に決定させていただいたものでございます。

委 員： もう一点、苦言を呈するわけじゃありませんけど、こういう形で決めて、事業選定するに当たって、要はコーディネーターさんが決まって、社会福祉協議会さんに、そこが置かれましたよと。じゃあ、どこをモデル地区に選定しましょうかという相談ということが一切ないわけですね。私、今、コーディネーターさんとお話ししたこともありませんし。ついては、例えば、自治会がどうあるべきか、自治会がどうなっているかということは、先ほど4年前に弥生地区の方と接触ありましたよというお話をしましたが、例えば、私のところでもちょっと聞いてもらうと、いわゆる自治会の活動ってどうなんですかねというようなことでもあれば、そういうアドバイスができたと思います。だけど、そういうことも一切行動を起こさないで、突然そこにぽっと入っていくことは、やはり入り口をものすごく間違えていると思うんです。

会 長： モデル事業地区として決めたからには、何が何でもやっていかななくては行けないわけですが、プラス志向で考えると、いろいろ問題あるからこそ、ここを突破口に、これがモデル地区として軌道に乗れば、ほかのところではもっと簡単にできるという受けとめ方もあるんじゃないかと思うんです。だから、そういう意味では、今の経緯は経緯としてわかりましたので、ここをどう審議会としてもバックアップして、ほんとうにモデル事業に、モデル地区にということを持っていくということで、委員さんには豊富な知見を、ぜひお力添えいただいて、賛否両論あるかと思うんです。前向きに向かって、この第3次改定の計画で、モデル事業の弥生地区からさらに別のところにも、次の中期のときですね、進めていきたいということで、前向きにぜひ、頑張らなくちゃいけませんけれども、審議会の皆さんにご協力いただければと思います。

委 員： 私、障害関係なんですけど、ちょっとこの研修の内容の中で、なかなか障害関係のところがないような気がするんですけど、弥生地区には何

人かいますので、それと、障害のある人って、組織化されていない人って結構多いんですね。この間も熊本のほうの支援に行ってきたんですけども、福祉サービスにつながっている人たちはすぐわかるんですけど、つながっていない人たち、ろうあ協会とか、そういう団体も、組織率は3%、5%なんです。それはある意味では、住みやすくなっているということなんだけれども、でも、災害があったときに一番困る、困難者になってくるので。そういうのも意識していただいて、コーディネーターのほうやっていただけるとありがたいなと思いますので、そういう高齢者、子供、障害という、そういう分野にわたって地域を見ていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

会 長： おっしゃるとおりですね。先ほど委員のほうからお話あったと思いますが、防災については関心が高いようだということをお話されたと思うんですけど、そういう意味では、福祉だけではなくて、もちろん、子育てとか障害の関係も含めた上で、あるいは生活保護の困窮者も、この後、生活困窮者のお話はあるんですけども、その中で、防災については、どんな人にも関係するものですからね。と同時に、弥生地区は新住民が多いということは、おそらく子育て世代も多いんじゃないかと思うんですね。そういったところも取り込んでニーズを把握して、これからアンケート調査、住民懇談会されるということですから、ぜひ、そこで、自治会に入っていない人についても、地域福祉の推進に当たっては、ぜひ入っていただいて、弥生地区全体で盛り上げていく。そこに事務局の力量も問われるけれども、それだけじゃなくて、我々も関わっていければと思いますので。貴重なご意見ありがとうございました。

委 員： 今後、住民のニーズをアンケート調査を実施して把握していくこととなりますが、ニーズの把握だけではなくて、住民の皆さんができることの把握もあわせて行う必要があると思います。なぜかと言いますと、新旧住民が個々のニーズから地域課題を共有し、かつ課題解決に向けて自分たちには何ができるのかという意識を醸し出していくことも、地域福祉コーディネーターの大切な仕事じゃないかと私は考えています。ニーズがあって、地域住民でできることは地域住民が担い手となり、それ以外のところは他の機関等と連携

していくという、コーディネーションに役立つアンケートにする必要があると思います。アンケート調査の項目の数も限られている中で、質問項目が多くなってしまう可能性もありますけれども、できれば、住民ができることを、そして、新旧住民がともにできることを持ち寄りながら地域活動を行い、それらの活動が融合する可能性とチャンスが見えてくるアンケートになれば良いと思います。

もう一点、ニーズ調査を行って、地域課題も把握して、年度内に見守りの取り組みを行うというお話なんですけれども、見守りの取り組みありきではなくて、ニーズ調査をして課題を把握して、さらにできることも把握して、できることの選択肢の1つとして見守り活動があろうかと思います。おそらく見守り活動というのは、かなり優先順位の高いものになる可能性があると思いますけれども、幾つかの選択肢を設けておいて年度内に何を行うかについては柔軟に対応していく必要があると思います。今年何をするのか、この29年度までの短期目標というものを設定する際に、ニーズ調査とできることの把握、そして、そこからの推論、レベル別の地域課題というものも幾つか上げて、そして、3カ年の中での取り組むべき優先順位を決めていく必要があるかなと思います。

会長： 大変貴重なご助言だと思います。

委員： 市の健康課で、あそこの集会所を利用して、あの近くにチラシを配りまして、皆さんに集まっていたいたんです。40人くらい集まってきたんですね。で、輪投げ大会をやったり、結構その当時は楽しくやっていたようです。その後は、ちょっとつながらないんで。そういうニーズっていうのは根本的にあるのかなという感じはしますね。市の健康課も、それ以降やっていませんから、何回か続ければあるいは効果出るのかなと。ちょっと感じもいたしました。

会長： はい、ありがとうございます。

女性のお立場、あるいは民協なり社協のお立場なり、保健所さんからのお立場なりということで、女性の委員の方いかがですか。

委員： この地図というか、私ここの地域のわりと近くに住んでいるんですけども、この辺は、確かに東久留米市民ですけども、東久留米駅って1年に1

回ぐらいしか使わないです。最寄りの駅が花小金井なので、花小金井に住んでいるという意識のほうが強いので、生活動線と市の範囲というのが合わなくて実際に苦労しているんです。例えば、若い人たちに住んでいただいても、保育園とかが市内にあって、駅が花小金井だと、動きが不便になったりとか、あと市役所に行くのもこの地域ってすごく大変で、そういうニーズの掘り起こしという言葉がさっき出たんですけれども、それプラス、ここに住んでいる人でどうしても近隣の市にも関わっていかないと住んでいけないんです。例えば、保育園とか、東久留米に預けてからさらに花小金井に行くとか、動きがすごく変になるし危ないし。近隣の市への橋渡しみたいなのも、いろいろなもので読むと、ご自分でなさってくださいみたいを書いてあるんですけど、今回、子供が子供を産む、2人とも同時に今年産むので、いろいろ調べたら、ご自分でしてくださいって書いてあるんです、東久留米市役所のそういう、近隣の市を利用したい方は、市役所にまず言ってくださいみたいな感じなんですけど、そういう手助けというか、新たに住んでいる若い人たちがどういう不便を感じて、それをどこに言ったらいいのかとかいう橋渡しとか、そういうのをさせていただくとありがたい、せっかく、たった1人しかコーディネーターさんがいないのに、この地域に張りつくということは、ここでは言えないようなすごいいっぱい問題がこの地域にはあると思うんです。東久留米市として見れば、ここの住民ってすごく不便だと思うんです、私も不便だから。だから、自分の生活と市の範囲というのが合わなくて苦労している人たちの橋渡しみたいなのをさせていただいたら、ありがたいなと思います。

どこに何を相談していいのやらというのが全然わからなくて。あと、そういう自治会とかの、どこにも入っていない人とかもたくさんいると思うので、例えば、自治会が幾つあって、その人数がわかっている、弥生地区の人数がわかっている、自治会に入っている人の割合も簡単にわかるじゃないですか。だから、そういう橋渡しみたいなのをさせていただいたらありがたいなと思います。

会長： 近隣行政との広域的な対応ということと、それともう一つは市内中心部へのアクセスという問題があったと思います。

委員： この地の中だけで暮らしている人ってほんとうに少ないと思うんですよ、

ここの市役所で働くとかいう以外だと、ほとんどの人が違うところに行っているの。

会 長： 東久留米市民ではなくて小平市民ですね。

委 員： ええ、そうです。

会 長： はい、わかりました、ありがとうございます。新しい問題提起だと思います。事務局でお気づきの点があれば。

事 務 局： その辺のところは、弥生の方も住民の方も交えて、一番最初に自治会の方とお話しするときに、住民の方、民生委員さん、ふれあい協力員さんたちが、1つの自治会はすごくまとまっていて、パッと声かけすると、もう15人弱が集まりまして、お話をお伺いすることできたんですが、先ほど言った防災のことにしても、市の境にあるということで、実際に避難するには小平の小学校に行ったほうがいいのかその辺がわからない、市に問い合わせても違うふうに答えられるみたいなお話があったりとか、そういったところで、どうしても、声としてあったのは、「市の方は私たちのことを忘れているのかしら」みたいなことが発言にあるので、冗談っぽいですがけれども、そういった言い方をされたりとか、そういったことはありました。

会 長： 私、以前、小平市の地域福祉に関わったことがあるんですけど、市のほうでも、小平に限らず西東京もそうだと思う、あるいは新座とかあるかと思うんですけど、ちょっと情報提供、また、市民の方もホームページでチェックして、まあ、できない方もいるかもしれませんが、市民の方も自分で情報収集する、隣の市は福祉は地域防災どうなのかなって、そういう市民の努力も実は大事で。もちろん、市のほうの情報提供も大事かと思うんですけどね。いろいろな問題点が見えてきました。

他にまだご意見をいただいていない女性の委員の方。

委 員： 民生委員としては、あまり情報が出ない中、何かのきっかけで1人知ったら、その近所からだんだん顔見知りができるかなとか、いろいろな歩き方をしていますけれども、自分の担当地区のニーズをつかむというのはちょっと難しいことで、ほんとうにこういうふうにモデル地区に、もしなったらすごくよかったなと逆に思いました。

それと、今、自治会の役員が順番で回ってきて、今年やっているんですけど

れども、その中でも、近所と接触を避けたいというのは非常に増えてきているなということで、今まで夏祭りなどをやっていたのを、もう一回賛否とってくれということ、子供も来るところにアルコールを出していいのか、でも、親がついてくるから、親しか飲まないのにとか思っても、強く言われる意見の方も増えてきて、地域でのイベントは顔見知りにもなれて、防災のときの助けにはなるということはあるんですけど、そういうことも、ちゃんとコーディネーターの方が入っていただいて進むと、理論的に説明ができるんだななんて思って、次のときは立候補でもしたいわという気持ちで聞いておりました。

会 長： それは楽しみです。ありがとうございました。委員さんいかがですか。

委 員： 私は見守りのほうなんですけど、今、包括支援センターでも見守り事業をやっておりますと、そうしますと、今、委員のほうでやっている見守りとのこういう関係はどうなっているのかなというのは思いました。

事 務 局： 今、見守りということでお話がありました。委員のほうから先ほど見守りと、私の先ほどの説明が不手際ありまして、見守りというのは、取り組みが決まった内容について見守って行って、それが継続していくという意味で使った見守りでして、取り組んでいく内容が高齢者の方の見守りということで限定したわけではありませんでした、すみません。

委 員： それと、私もこの弥生は、この地図で言うと弥生と反対の石神5丁目の脇に住んでいるんです、逆に言えば新座市の。そうすると、やはりこちらの右上の一番端の角のところに住んでいるんです。市境で。そうしますと、やはり弥生は、私たちが住んでいるところよりも情報が少ないですけど、私たちは、東久留米市民と思われていないところが多くて、よく新座市上の原みたいな感じになったりして、東久留米市というのを把握するためには、皆さんが周知しないと、私に限らず、端に、境界に住んでいる方は、皆さんある程度同じ思いをなさっている方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。行政との難しさがあると思います。

会 長： 地域として頑張れば、東久留米に移りたいなとか、そういうような町おこしをしたいですね。委員、いかがですか。

委 員： 地域福祉のことなので、保健所は広域的な立場なので、広域的な医療とか

そういうことでしたら、お役に立てたり、意見を申し上げられるところもあるんですけども、コーディネーター配置事業ということで、新しい事業を市のほうが社協さんに委託されて、モデル地域を選定されて始められてということで。まずはそれがうまくいって、それが地域に広がってというふうに機能するといいなと思って拝聴させていただきました。

会長： ありがとうございます。私も北多摩保健医療圏の委員会でご厄介になっているんですけど、広域的な視点と小地域の視点という両方兼ねあわせながら、ケース・バイ・ケースで上手にまちづくりしていくことが、地域福祉コーディネーターの事業かなということで。また審議会の委員さんも機会ありましたらプライベートでも、私も含めて、ぜひ現地へ行って、問題なり取組状況なり、皆さんのお声もお顔も拝聴したいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

ほかによろしゅうございますかね。最初、委員からガツンとご助言いただいたけど、それだけ氷川台自治会はすばらしいんですよ。この計画を作るときもヒアリングに出かけて、それで委員さんとお知り合いになって、ぜひ審議会でご発言を、知見の一端をということでお願いした手前もありますので。全体を通じて委員さんいかがですか、こういう問題もあるんですけど、前向きに行きましょうということで、ぜひお力添えを。

委員： いやいや、もう、進めなきゃいけないわけですからね。私がぱっと思うのは、先ほど、防災には非常に皆さん興味を持たれるから、旧住民も新住民も一緒なんです。災害に対する備えをどうしようかというのは一緒ですから、まず突破口をその辺に持って行って動いていくと、みんなが集まりやすいということは、先ほど話を聞いて感じました。

会長： あとはみんな集まると楽しいよというようなイベントですよ。カラオケでも縁日でも何でもいいかと思うんですよ。それと、ソフトの部分とハードの部分、両方。

委員： 多分、自治会が5つあると言われましたけど、先ほど防災という話が出ましたけど、自治会はないけど、自主防災とか防災組織は小さいけどつくっているよとかいうのがあるかもわかりません。であれば、そういうところまでちゃんと声をかけて、中に引っ張り込んだほうが早くいくのではないかな。市

内でもいっぱいありますよね、自治会はないけど、今は防災組織はありますとか。

会長：　そうですね。東久留米は自主防災は非常に盛んなところで、そういう福祉の視点だけじゃなくて、防災の視点からも、防災だけじゃなくていろんな視点から絡めて、地域起こしをしていくという視点をぜひ、事務局にも期待したいと思いますし、バックアップしてもらいたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、この件はよろしゅうございますか。大体1時間ぐらい議論しましたけれども、かなりいろいろな問題が出てきたし、頑張らなくちゃいけないということだと思いますけど。よろしゅうございますか。

では、続きまして次第の3ですね、生活困窮者自立支援法の実施事業についてということで。これも平成27年度の事業報告と、今後の事業展開ということで、一括して、資料に基づいて事務局のほうでご説明いただければと思います。

事務局：　地域福祉計画で言うと32ページに記載されています、生活困窮者自立支援法に基づく取り組みについて、本日お配りした生活困窮者自立支援法の実施に伴う相談の累計資料をご覧ください。生活困窮者自立支援法は、第1のセーフティネットされている社会保険制度・労働保険制度と、最後のセーフティネットとされています生活保護に至る前の中間のセーフティネットとしまして平成27年4月に法律が施行されました。生活困窮者自立支援法は、必須事業と任意事業がございまして、当市では、自立相談支援事業と、住居確保給付金支給の2事業を実施し、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、住居確保給付金就労支援員の4名を配置しました。事前に配付した報告資料が平成27年度の実績資料になります。

当市では外部への委託を行わず、直営で福祉総務課の執務スペースで事業を実施していることから、場所が市役所1階になっております。相談内容についてですが、収入や生活に関することが一番多く155件、その次に住まいに関することが次に多く75件、病気や健康、障害のことについてのご相談が74件となっております。以下、ご覧のとおりとなっております、相談件数の合計は739件となります。この739の数字については、同じ相

談者であっても、複数の相談内容があるとそれぞれカウントしている数字がございまして、人数のカウントとなりますと、資料の中段から下の（２）年代の２７９にプラスして不明が１件の２８０という数字が総人数という形になっています。

また、先ほど説明した住居確保給付金については１５件になりました。

相談者の年齢についてでございますが、（２）年代をご覧ください。１０代から７０代まで、幅広い年齢層の方からご相談を受けました。ちなみに最もご相談が多かった年代は５０代となります。関係機関の連携でございますが、市内の連絡会議を実施し、制度について周知を図りました。その際、本日お配りしたこのチラシのご案内で、生活困窮者自立支援制度についてご説明させていただいたところでございます。

また、福祉事務所やハローワーク、同じ１階のフロアにございますので、緊密な連携体制を構築しまして、生活保護法での対応が適切と判断し、資料の真ん中あたりです、福祉事務所の生活保護相談担当につなげたケースが５９件です。そのうち、生活保護の申請に至った件数が３４件、そのうち生活保護の受給に至った件数が２１件となっております。ちなみに当市の主任相談支援員及び相談支援員は、通常の相談を丁寧に行うだけでなく、相談内容に応じて市内各課に同行したり、場合によっては相談者の年金請求のために武蔵野年金事務所へ同行するなど、実績報告では読み取れないぐらいの仕事をさせていただきました。

平成２７年度の執行額についてでございますが、４人の嘱託員の報酬が１，０５９万円、旅費や消耗品で２０万円、その他住居確保給付金の執行額が約２４９万円となりました。合計でこの総事業費として１，３３０万円ほどになりました。なお、執行額に対して４分の３の９９６万円が国庫負担となりますので、自治体負担が１，３２９万円の３分の１という形になります。

執行額について予算と比較してみますと、予算規模では総額で２，０４０万円ほどの予算がありましたが、住居確保給付金のほうが思ったほど伸びなかったことが原因にあります。住居確保給付金、いわゆる住居がなくなってしまいそうな人に対して８９４万円ほど予算を計上していたところ、２４９万円の支出におさまりました。これは、こちらが考えていた件数より相談自

体が少なかったことが要因に上がっております。その他の予算については、おおむね予想どおりの執行率となりました。

続きまして、今後の事業展開についてご説明させていただきます。これについては資料ございませんので、口頭のみとさせていただきます。必須事業とされている自立相談支援事業と住居確保給付金事業について、平成27年度に引き続き平成28年度も同じ4名の体制で行ってまいりたいと思います。予算規模につきましては、先ほど申した住居確保給付金の部分を実情に合わせて1,603万円という形で考えております。こちらは人件費等は昨年同様という形で考えておりますが、住居確保給付金のみ実績額にあわせて減額したものです。

次に、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業についてでございますが、任意事業は、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業の4つの事業がございます。その中から、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした学習支援事業を柱として検討してまいりたいと考えております。なお、学習支援については、東京都で行っております受験生チャレンジ支援貸付事業、これは受験生の塾代や受験料を補助するものです。あと、生活保護事業である被保護者自立促進事業における次世代育成支援等がありまして、既存の事業との整合性を図りつつ、予算や人員体制を含めて総合的に検討してまいりたいと考えております。

雑駁ではございますが、以上となります。

会長： ありがとうございます。もう一度この第3次改定の計画をご覧くださいと思います。55ページの一番下のところに、生活自立支援施策の充実ということで、前期3年間、平成27年度から29年度、今ご説明ありました自立相談支援事業の実施ということで、計画どおり着手されたということですね。

それから2つ目の任意事業、就労準備支援、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等については、実施に向けて検討するというご説明をご理解いただければと思います。

最初の事務局のご紹介の中で、生活保護のケースワーカーご経験ということですけど、そういう生活保護ケースワーカーのお立場として何かコメント

いただければと思いますが、いかがですか。

事務局： 私がケースワーカーの現役としてやっていたころは平成14年から16年あたりだったかと思うんですが、そのころはやはりケースワーカーが就労支援を直接するような時期がございまして、15歳から、当時は60歳まででしたが、の方で、ご病気等がなければ、ケースワーカーが直接就労支援を促していたようなところがございました。ただ、現在はそういった方に対して就労支援員につなげたり、あと、ハローワークが東久留米市役所1階に入っておりますので、こういったところにもつなげることができますので、ケースワーカーの立場としましては、仕事をしなくてはいけないんですよということの、今まで就労の意欲がなかった方の意欲を持ち上げるころまでがケースワーカーの役目で、その後のテクニカルな部分については支援員につなげるような制度ができたのではないかと考えておるところです。

会長： ありがとうございます。ただいまの自立支援施策の概要についてお話いただきましたけれども、ご意見、ご提案等あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 今回の資料はどこにあるんですか。ザーッと読み上げましたね。

会長： 計画書の55ページと、このA4の1枚です。

委員： この資料あれだけしゃべったの？ これとえらい違うと思うけど。

事務局： 27年度の実績はお手元の資料なんですけれども、後段でご説明したのは資料はございません。

委員： これとえらい違うと思うけど。どこ見ていいかわからなかった。頭をすり抜けていっちゃって。

事務局： すみませんでした。

会長： 年代別で見ますと、高齢者よりも現役世代の貧困と格差が大きな問題になっていますけれども、如実に東久留米の場合でもあらわれているなど私は伺いましたけどね。皆さんいかがですか。皆さん恵まれた人たちばかりだから、あまりピンと来ないかもしれませんが。格差と貧困が東久留米でも深刻だなど。

委員： 40代・50代の数の多さにびっくりしました。40代・50代の方々の相談内容の多さというのは、上の数字の多さと比例していますか。それとも

何か特徴的な相談ですか。収入・生活費のことが155件とありますが、40代・50代の方の相談で1、2、3位の内容がわかれば教えてください。

事務局：年代の中でこういった内訳というのは出してはいないんですけれども、相談内容を見るに、30代からそうですけれども、40代は収入面の不安を抱えていらっしゃる方が多いかなとは思いますが。中には健康不安とかもある方もいらっしゃるんですけれども、50代が突出して多いのが、若干推測が入りますが、50代で間もなく定年を迎えられるような方になりますので、将来の不安というのもあると思います。収入がうまく伸びない中でこのまま老後を迎えていいのかということもあると思います。そういったところで、こういった数字になっているかなと思います。

会長：これは調査の手法で言うと、年代別にクロスをかけてもらうと、もっと具体的な数字が出て、そういう作業はされていると思いますけれども。やっぱりそういう全国的な傾向出ているんですね。地域性についてはどうなんですかね、東久留米の中での地域性ということで読み取れるところはあるんですか。なかなか難しいですね、そんなこと言われてもね。

事務局：これからの課題かなと思います。すみません、そこはまだ持ちあわせていません。

委員：こういう相談に来られた方と話をすることで、私ども自治会の中でもいろいろ我々の年代と話をするんですけど、今、自分の子供たちも子育て世代になるんだけどね、要は、スマホを持って、それに3万も4万も、子供にかかる金よりもスマホにかかる金は平気で使うと、親が言うんですよ、自分の子供のことをね。そういう時代に、いくら言っても聞かないんだというようなこともしょっちゅう私なんか耳にします。やはりそういう相談に来られた方の中で、話の中で、そういうことを感じますか。

事務局：はい。先ほど、よく動いてくれる相談員がいるとお話ししたことの続きになってしまうんですが、女性相談員のほうが、家計に関する講習等を受けて、かなり踏み込んだ家計相談に近い部分は実情ではやっております。やはりその中では、言葉が適切かどうかわからないですが、近所のお節介さんに近いぐらいの形で、こういうところにお金を使い過ぎているからなくなってしまおうですよというのを直接、当然、相手に応じてなんですけれども、

やっているケースありまして、今委員おっしゃられたような部分についても、必要に応じてはご相談を承っております。

委員：（１）生活保護対応が適切と判断されたケース５９件で、結局、受給が決定したのは２１件だから、その残りの人たちはどういうふうな対応になるのかなって、ちょっと数字的な。

事務局：まず、生活保護の申請自体は、国民の権利として有しておりますので、申請があったのが、５９から３４を引いた部分については、それまでに申請に至らなかったという形で捉えています。３４件の方については、客観的に見ると必要なのではないかとという形で申請を受けた形になります。申請を受けた後に、ようやくそこで調査権がこちらに発生しますので、要はほかにお金を持っていませんかとか、親族の扶養を受けることはできませんかという形で、この辺のお話を承ったところ受給が決定した件数が２１件になります。ですから、１３件の方は、要否判定というところがあるんですけども、それで要にならなかったという形になります。ただ、またその時点では、要否判定をすると必要ではなかったんですけども、時期を置いて再度申請していただいたときには、申請が受給に至ったケースの中にはあるかと思えます。ですから、相談の時点では、全てお話しいたいていなかったと判断できるかと思えます。

会長：生活保護の申請については、皆さんご存じのように、国が適正化政策というのを、基本的には門前払いすると。だから、それはおかしいんじゃないかと、弁護士同席でという話もあるんですけど、そういう国とか東京都からの指導というか、直接・間接含めて、東久留米はそういったのはあるんですか。

事務局：適切な言葉かわからないですけど、昔は水際作戦という言葉があったかと思うんですが、今は一切そういうことは、まず、申請の意思があれば申請書をお渡ししている形でございますので、そういったことは東京都、また国のほうからも、かなり厳しく指導されておりますので、意思がある方については全てお出ししているという形になります。

会長：あとは、生活保護は権利だけれども、権利として理解できなくて行使されていないという、実数じゃなくて暗数の部分も結構あるんじゃないかと思うんですけど、そのあたり読み取るのは難しいんでしょうけど。

事務局： 数字だけでちょっと読み取れなかったんですけど、生活保護という部分について抵抗がある方については、この生活困窮者自立支援法の相談を受けていただいたケースが中に含まれていると思います。これによって生活保護受給に至ったケースもあるのではないかと考えておりますので、今、会長がおっしゃっていただいた部分も補えているものと捉えています。

会長： 3つのセーフティネットと国は言っていますけどね。

委員： 障害の事例で1つ、知的障害の娘の生活保護についてというのがあるんですけど、障害のある人の割合はどれぐらいあるのか、それはわからないか。これから親が高齢化して、うちでもそうなんだけど、亡くなっている方も結構多いので、そういう意味では、収入の少ない障害のある人の生活保護率がこれから高くなっていくのかなという気がするんで、ちょっとお聞きしたかったんですけど。

事務局： 生活保護について、別途、世帯累計という形で、ちょっと今資料を持ちあわせていないんですけど、障害世帯が何世帯いるかというのは、ございます。ただ、この生活困窮者自立支援法の相談の段階で、障害手帳をお持ちかどうかというのは全て把握しきれていないところでございます。

会長： そういう対象者の属性も大事ですし、もう一つは、地域性をどうかなというね。特定のところに固まっているのか、ばらばらになっているのか、その辺のデータも欲しいですね。例えば、弥生どうだとか。せっかく地域福祉事業を進めていくわけだから。そうすると、生活保護の情報提供をしていけば、自治会活動を通じて、あるいは防災を通じて乗っていくんじゃないとか、そういう仕掛けもあると思うんですね。

委員： 先ほど、50代で定年に達する年齢で、将来の不安とおっしゃったんですけど、例えば、この中で、50代で就職はしているけれども、収入が少なく不安なのか、それとも、今仕事がなく不安な状態なので将来が不安なのか、これどういうことなんでしょうか。漠然と、79件もあって、その人たちが非正規雇用で働いているのか、正規雇用で働いているのかでも、将来の不安ってすごくありますよね。正規であれば退職金が出るけど、非正規だと、退職金があるところはあるのかもしれませんが、そういう問題があって、将来の漠然とした不安というか、収入だけじゃなくて、もっと違うものの不安

もあるのか。

あと、実は私も70代になったんですが、70代以上の不安というのとはどういふものがあるんでしょうか。健康とか、ただ年金が少ないだけ……。

委員： 困窮だから、病気、医者代がかかるとか、そういうことだろうね。

事務局： 相談内容として、お1人の方が1つの相談というのは実は少なく、280件なので、複数課題を抱えられている方もやはり多いんですね。

委員： でも、せっかくデータをとられているんだから、このデータをもっと細分化したほうがいいと思いますよ。そのほうがもっと見えてくるから。おっしゃったようにね、地域性というのが、そういう内容もね。で、やっぱり感覚的にも、受けた感覚、感覚は入っていいと思いますね、こちらが受ける感覚。うそついているなどかね。

委員： 1つ質問したいんですけども、現在、生活保護の受給している人の定期的な審査というか、面談というか、そういうのは行っているんでしょうか。1年ごとの。

事務局： 受給者につきましては、生活困窮者自立支援法と離れてしまいますけれども、年2回は訪問に行くようにという形で、生活保護手帳という我々のバイブルみたいなものには書かれています。ただ、実際のところ訪問してもお会いできなかったケースとか、あと、面談を拒否されてしまうケースというのは残念ながらございます。

それとあとは、課税調査というのを年に1度、今ちょうど行っているところなんですけど、前年度収入があったかどうかという調査を、この課税決定された後ぐらいにちょうどやっております、収入の有無については、当然、事業所に申告されている部分のみになってしまうんですけども、把握には努めております。ただ、現金でお金をやりとりされていたり、通帳の記帳がない部分については、その辺はちょっと及ばないところがございますので。

委員： 難しいでしょうね。生活保護もらってパチンコ屋に通っているっていてもね。朝からついて歩くわけにいかない。

会長： 個人情報保護の問題もありますしね。プライバシーの問題も。いずれにしても、先ほどの地域福祉事業なり、今回の生活困窮者の事業なり、この結果を、あるいはこの審議会の内容を、市の広報とかホームページとか、ある

いはイベントなどで公開して、さらに啓蒙・啓発していくことも大事かと思うんですけど、そのあたりの今後の展開というか、こういうデータをどう生かして、どう情報共有して、市民の皆さんに周知するか、そのあたりはどうお考えですか。

事務局： 今のところこのチラシをつくって、関係各課、私これをつくったときに税金を徴収する納税課にいたんですが、納税課に置かせてもらったり、あと、障害福祉の窓口等には配付しているところです。まず、全自治会と民生委員さんのほうにもこちらお渡ししております。

会長： そうしますと、市民の方にはかなり周知徹底されているんですね。

事務局： そうですね、必要と思われるところには、効果的に配付していこうという形では考えております。

委員： 私、まさにその79件の相談が来た50代後半の人間なんですけれども、相談件数というところで、相談内容、相談件数ってずうっと書いてあるんですけれども、その中で、早急に対応しなければならないことがあるじゃないですか、例えば、このDV・虐待というのが6件あって、こういう相談に対しての対応は、相談に来る人は、助けを求めて来るわけですね。そういうときって、どうしてくれるのかというか。これは、この中でもいろいろあるでしょうけど、命にかかわることですよね。

事務局： 相談内容をお聞きしたときに、まず1つの判断基準として、具体的に言ってしまうと、所持金であるとか、その方の経済状況を聞いて、極端に言えば、所持金がないとなれば、生活困窮の相談のほうで救えるようなものではないので、極端に言えば生活保護につなげます。わかりやすい例で言えばそうなります。今お話に出たDV・虐待についてなんですけれども、そういった案件が、相談に来られた方からお聞きしたときは、もう庁内で既に連携と申しますか、例えば、別の部署ですけど児童青少年課というところで、母子相談であるとか、婦人相談がありますので、そちらの相談員ともふだんから密に連携をとっているんで、そういったケースいらっしやったらすぐにつなげます。お子さんの虐待であれば、子ども家庭支援センターとふだんやりとりしていますので、そちらにすぐつなげます。そういったところは、まさに迅速に対応するようにはしております。

- 会 長： そういう意味もあって、福祉総務課となっているんですね。福祉総務課の職員の方は福祉行政のコーディネーターということでよろしいですね。市民の素朴な疑問とかは非常に大事なことですもんね。
- 委 員： 相談して家に帰らなければならないから、危険っていうのが、相談に行っても全然減らなければ困ってしまうし。
- 事 務 局： それは母子相談のご案内になってしまうんですが、例えば、DVでも、家に戻れない状態であれば、どこかは明かせないですが、そういった方が逃げられるシェルターがありますので、そういったところに逃げていただくとか。家族で入れる寮みたいなのがありますので、場所は公開されていないんですけども、そういったところに一時的に避難するとか、そういった連携をとっております。
- 委 員： 何か最近悲しい事件が多いじゃないですか、お子さんとかでも。やっぱりドアの中というのはブラックボックスだなって、すごく思うんです、どのうちも全て。だから、こういうのは市も一生懸命広報して、少しでもそういうことが起こらないようにしていただきたいと思います。
- 会 長： そういう意味では、事例集をつくってマニュアル化することも非常に重要かもしれませんね。それで市民の方もわかる。プライバシーも十分重視しながらですね。
- 委 員： この数字にあらわれたものに対して個別支援していくのは非常に大切なことだと思います。もう一つ私が大切なことだと思っているのが、先ほど会長もおっしゃいました、暗数の生活困窮者が、排除されない地域づくりをしていく必要があると思います。例えばの話ですけれども、相談内容に地域との関係について1件出ているんですけども、まさに暗数の部分で、これをもう少し顕在化して、数字が増えるから悪いということじゃなくて、暗数の数字を顕在化させ、そういった人たちが地域から排除されない地域づくりに踏み込んだアプローチも重要なことだと思います。既にされていると思うんですけども、地域の方とともに地域づくりを進めていくことが重要だと思います。そうしないと、生活相談員の方に個別事例対応がどーんと積まれる。それで解決するのも大切ですが、生活困窮、あるいは困窮に至る直前の方々を地域全体で支えていくという新しい地域福祉づくりに取り組んでいく必要がある

と思います。そういうこともあって、今日、地域福祉コーディネーターの方もいらっしやって、この同じテーブルで議論しているのかなと感じました。そういった視点も忘れずに、今後何らかの審議会の中で議論していければいいかなと思います。

委員：　そういう孤立していく人たちの中には、精神を病んでいる人と発達障害の人たちが必ず入っているんですね。そういう意味でも、障害に関する理解と、あと、どうつなげていくのかを常に考えていかないと、なかなかつなげていくのは厳しいかなと。熊本でもそういう事例があるので、コーディネーター1人が担っていくんじゃなくて、コーディネーターが地域とつながっていくというのを大切にしてもらえるといいかなと思います。

会長：　また、その延長で、住民の皆さんで見守り、支え合っていくという、ほんとうにこの計画書に書いてある、新たなつながりづくりですね、ここに帰結すると思いますけどね。

ありがとうございました。いろいろな角度、視点から、ご質問、ご意見をいただきましたので、これからも市の相談事業の参考としていただいて、もっともっと、現状を踏まえたアクティブな視点で取り組んでいただければと思います。また、皆さんのご協力もぜひお願いしたいと思います。

では、次第の4、その他についてということで、先ほど冒頭ですね、マイナンバーのお願いという話があったかと思いますが、事務局でご説明いただけますか。

事務局：　本日、一部の委員様に、お配りしております個人番号の利用目的についてお話しさせていただきます。当審議会において報酬をお支払いさせていただき、その後、年明けに源泉徴収票を配付しております。その源泉徴収票にマイナンバーを記載することが義務づけられましたので、委員の皆様は特定個人情報提供書を提出いただきたいと思います。こちらの内容、日付は記入した日でご住所、お名前、生年月日、個人番号12桁をこちらにご記入ください。こちらとあわせて、個人番号通知書というのがございますので、そちらの写しと、本人確認の書類の写しを提出いただきたいと思います。本人確認の書類は、顔写真つきのものでしたら1種類、顔写真がないものと2種類をお願いいたします。私ども、こちらにつきまして、大変重要なものでご

ございますので、後日、持参もしくは遠い方もいらっしゃいますので、簡易書留で返信していただければと思います。

事務局： 最後になりますが、委員の皆様には、第3次地域福祉計画の策定から、その後の計画期間に入り、進捗状況を報告させていただきました。ほんとうにありがとうございます。今後も皆様からはさまざまなご意見、ご提言等をいただきたいと思いますが、この会議をもって、まず一旦任期が終了となりますので、よろしく申し上げます。ほんとうにありがとうございました。

会長： 今、事務局にご説明いただきましたように、この審議会をもって一応現在の任期は終わるということで、長い間ほんとうに皆さんご苦勞さまでした。

これをもって第1回審議会を終わりたいと思いますが、最後に、事務局より一言。

事務局： ほんとうに長い間ありがとうございました。先ほど申しあげましたように、私は去年来て、でき上がった計画のもとで、その執行をということで、今日いろいろなご意見をいただきました。こういったご意見を参考にさせていただきながら、とりわけ今日の内容は社会福祉協議会の皆様と協力し合って進めてまいります。任期は終わりますけれども、今後とも、ぜひ、ご助言・ご指導をよろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございました。急に振って申し訳ありませんでした。

それでは、先ほども申しあげましたけど、第1回の社会福祉審議会をこれで閉会したいと思います。長時間ご苦勞さまでした。ありがとうございました。